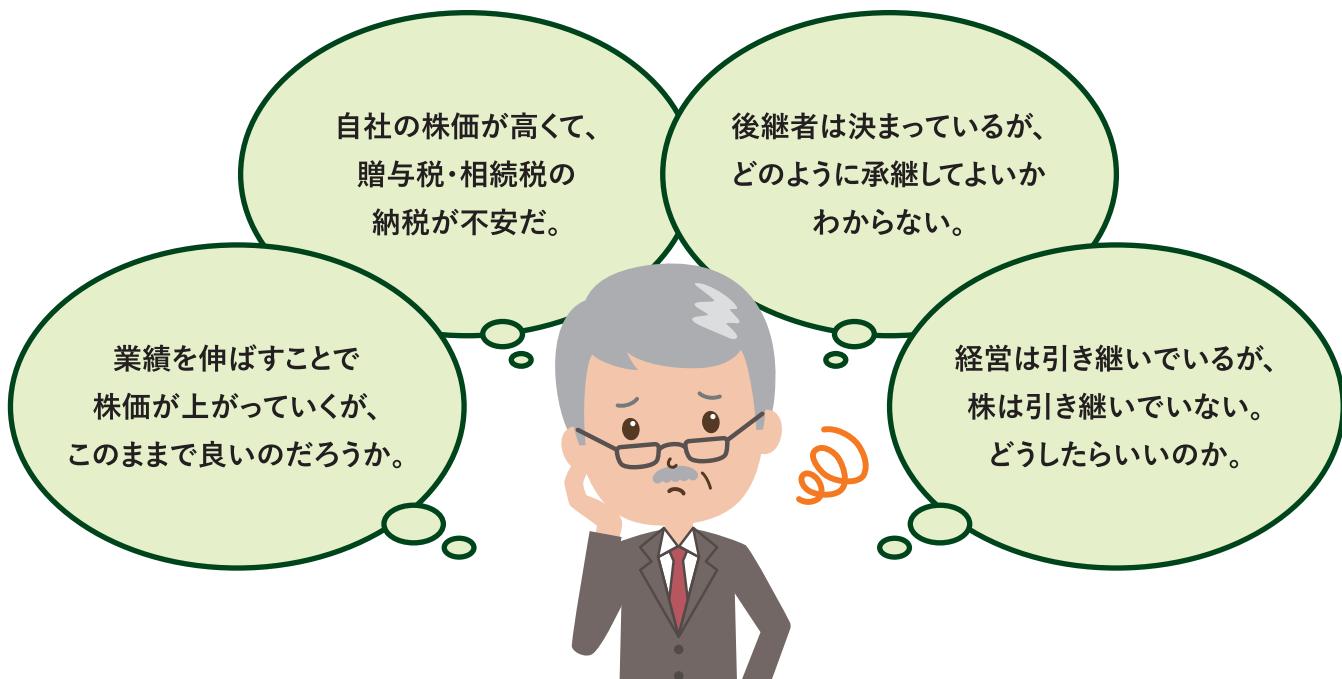


事業承継税制とは？



事業承継税制を適用すると…

事業承継に係る株式の贈与税・相続税の負担がゼロになります！

事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が
経営承継円滑化法の認定を受けている非上場株式等を贈与・相続により取得した場合において、
「一定の要件のもと納税を猶予」し、
「一定の要件のもと納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除」される制度です。

平成30年度税制改正による拡大と緩和

平成30年度税制改正では、これまでの措置(一般措置)に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(最大2/3まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(相続税80%から100%)等がされた特例措置が創設されました。

特例措置の適用には「特例承継計画の提出」や「10年以内の適用期限」が設けられています。

事業承継税制「特例措置」の手続き&支援

「特例承継計画」の作成・確認申請

認定経営革新等支援機関による指導・助言文書作成

会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関の所見を記載の上、平成35年3月31日までに北海道知事に提出し、その確認を受ける。

「特例承継計画」の変更申請

認定経営革新等支援機関による指導・助言文書作成

「特例承継計画」の変更をする場合には「特例承継計画」を新たに作成し、北海道知事に変更申請書を提出し確認を受ける。

株式の贈与

特例承継計画に沿って株式を贈与する。

株式の評価と贈与税の計算

財産評価基本通達に則り贈与時の株価評価をし、贈与税の計算を行う。

認定申請

贈与の日の翌年1月15日までに、認定申請書を作成し、一定の書類を添付して北海道知事に提出し、認定を受ける。

株券の供託

株券発行会社の場合、法務局に供託書を提出し、日本銀行に株券を供託する。

贈与税申告・担保提供

贈与の日の翌年3月15日までに所轄税務署に贈与税申告及び担保提供手続きを行う。

経営承継期間内の年次報告 及び継続届出

経営承継期間内(贈与の申告期限から5年間)は毎年、6月15日までに北海道知事に年次報告書、8月15日までに所轄税務署長に継続届出書を提出する。その期間の経過後は3年ごとに所轄税務署長に継続届出書を提出する。

実績報告書の作成・提出

認定経営革新等支援機関による指導・助言文書作成

経営承継期間内の従業員の数が5年間で平均8割を下回った場合には、その理由について北海道知事に報告を行わなければならない。

安心してお任せください！

しんきん支援ネットワークでは、すべてワンストップで承ります！

